

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和7年2月25日（火） 号外第14号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 教委規則	鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（2）（特別支援教育課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則（3）（高等学校課）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則（4）（〃）・・・・・・・・・・ 7

## 教 育 委 員 会 規 則

鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月25日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

### 鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立特別支援学校学則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定）</p> <p>第9条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う<u>次に掲げる学修</u>を当該生徒の在学する学校の高等部における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。</p> <p><u>（1） 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修（当該生徒が入学する前に行ったものを含む。）</u></p> <p><u>（2） 少年院法（平成26年法律第58号）の規定による矯正教育で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得したと認められるもの</u>に係る学修</p>	<p>（高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定）</p> <p>第9条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う<u>学修で高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係るもの（当該生徒が入学する前に行ったものを含む。）</u>を当該生徒の在学する学校の高等部における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月25日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

**鳥取県教育委員会規則第3号**

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(単位の修得の認定)</p> <p>第6条の2 各教科に属する科目又は<u>総合的な探究の時間</u>の単位（以下「単位」という。）の修得の認定は、生徒の出席時間数及び学習の評価に基づいて、校長が行う。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(単位の修得の認定)</p> <p>第6条の2 各教科に属する科目の単位（以下「単位」という。）の修得の認定は、生徒の出席時間数及び学習の評価に基づいて、校長が行う。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(他の学校等における学習成果の単位認定)</p> <p>第7条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の学校において一部の科目又は<u>総合的な探究の時間</u>の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>2 生徒は、他の学校において一部の科目又は<u>総合的な探究の時間</u>を履修しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項の規定により、生徒が他の学校において一部の科目又は<u>総合的な探究の時間</u>について履修を希望する場合には、当該他の学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は<u>総合的な探究の時間</u>の履修を許可することができる。</p> <p>5 前項の規定による一部の科目又は<u>総合的な探究の時間</u>の履修をしようとする生徒は、<u>一部科目等履修願</u>（様式第1号の2）に校長の履修許可書を添えて当該他の学校の校長に提出しなければならない。</p> <p>6・7 略</p>	<p>(他の学校等における学習成果の単位認定)</p> <p>第7条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の学校において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>2 生徒は、他の学校において一部の科目を履修しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項の規定により、生徒が他の学校において一部の科目について履修を希望する場合には、当該他の学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。</p> <p>5 前項の規定による一部の科目の履修をしようとする生徒は、<u>一部科目履修願</u>（様式第1号の2）に校長の履修許可書を添えて当該他の学校の校長に提出しなければならない。</p> <p>6・7 略</p>
<p>(高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定)</p> <p>第7条の5 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う<u>次に掲げる学修</u>を当該生徒の在学する高等学校にお</p>	<p>(高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定)</p> <p>第7条の5 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う<u>学修</u>で高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部</p>

る科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

(1) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修（当該生徒が入学する前に行ったものを含む。）

(2) 少年院法（平成26年法律第58号）の規定による矯正教育で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得したと認められるものに係る学修

(定時制の課程と通信制の課程との併修)

第26条 定時制の課程の生徒は、当該学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において各教科に属する科目の一部の科目又は総合的な探究の時間（以下「通信教育科目」という。）について履修しようとするときは、当該定時制の課程を置く学校の校長の許可を受けなければならない。ただし、当該定時制の課程を置く学校の校長が編成した教育課程に設けられた通信教育科目を履修する場合にあっては、この限りでない。

2 略

第27条 定時制の課程を置く学校の校長は、当該学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程の生徒で定時制の課程の各教科に属する科目の一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めるときは、当該科目の履修を許可することができる。

2 前項の規定による一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を希望する者は、定時制課程一部科目等履修願（様式第13号）に当該通信制の課程を置く高等学校の校長の履修許可書を添えて、当該定時制の課程を置く学校の校長に提出しなければならない。

科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係るもの（当該生徒が入学する前に行ったものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

(定時制の課程と通信制の課程との併修)

第26条 定時制の課程の生徒は、当該学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において各教科に属する科目の一部の科目（以下「通信教育科目」という。）について履修しようとするときは、当該定時制の課程を置く学校の校長の許可を受けなければならない。ただし、当該定時制の課程を置く学校の校長が編成した教育課程に設けられた通信教育科目を履修する場合にあっては、この限りでない。

2 略

第27条 定時制の課程を置く学校の校長は、当該学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程の生徒で定時制の課程の各教科に属する科目の一部の科目の履修を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めるときは、当該科目の履修を許可することができる。

2 前項の規定による一部の科目の履修を希望する者は、定時制課程一部科目履修願（様式第13号）に当該通信制の課程を置く高等学校の校長の履修許可書を添えて、当該定時制の課程を置く学校の校長に提出しなければならない。

様式第1号（第7条の2関係）

履修許可書

鳥取県立 高等学校

課程 学科 科 コース 第 学年

氏名

鳥取県立 高等学校全日制課程 学科 科  
( コース) の履修を下記のとおり許可します。

記

1 履修教科・科目名 (又は総合的な探究の時間)  
及び単位数

2 略

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏 名 印

様式1号の2（第7条の2関係）

一部科目等履修願

下記のとおり貴校の全日制課程 学科 科  
( コース) の履修を希望しますので、許可して  
くださるようお願いします。

年 月 日

鳥取県立 高等学校 課程

学科 科 コース 第 学年

氏名

記

1 履修教科・科目名 (又は総合的な探究の時間)  
及び単位数

2 略

鳥取県立 高等学校長 様

様式第1号の3（第7条の2関係）

単位修得証明書

鳥取県立 高等学校 課程

学科 科 コース 第 学年

氏名

本校の全日制課程 学科 科 ( コース)  
の履修した科目について下記のとおり単位の修得を  
認定したことを証明します。

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏名 印

記

各教科・科目等		認定単位数
教科	科目	

様式第1号（第7条の2関係）

履修許可書

鳥取県立 高等学校

課程 学科 科 コース 第 学年

氏名

鳥取県立 高等学校全日制課程 学科 科  
( コース) の履修を下記のとおり許可します。

記

1 履修教科・科目名及び単位数

2 略

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏 名 印

様式1号の2（第7条の2関係）

一部科目履修願

下記のとおり貴校の全日制課程 学科 科  
( コース) の履修を希望しますので、許可して  
くださるようお願いします。

年 月 日

鳥取県立 高等学校 課程

学科 科 コース 第 学年

氏名

記

1 履修教科・科目名及び単位数

2 略

鳥取県立 高等学校長 様

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略するこ  
とができる。

様式第1号の3（第7条の2関係）

単位修得証明書

鳥取県立 高等学校 課程

学科 科 コース 第 学年

氏名

本校の全日制課程 学科 科 ( コース)  
の履修した科目について下記のとおり単位の修得を  
認定したことを証明します。

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏名 印

記

教科	科目	認定単位数
----	----	-------

略

様式第12号（第26条関係）

通信教育受講許可書  
 高等学校  
 課程 科 第 学年  
 氏 名  
 年 月 日生  
 通信教育の下記各教科に属する科目の受講を許可する。  
 年 月 日  
 鳥取県立 高等学校長 氏 名 印  
 記

各教科・科目等	
教科	科目
略	

略

様式第12号（第26条関係）

通信教育受講許可書  
 高等学校  
 課程 科 第 学年  
 氏 名  
 年 月 日生  
 通信教育の下記各教科に属する科目の受講を許可する。  
 年 月 日  
 鳥取県立 高等学校長 氏 名 印  
 記

教科	科目
略	

様式第13号（第27条関係）

定時制課程一部科目等履修願

略

履修希望の各教科に属する科目	教科	科目
	略	
総合的な探究の時間（○で囲む。）		希望する・希望しない

略

私は、貴校の定時制の課程で上記各教科に属する科目等を履修したいので、許可して下さるようお願いします。  
 年 月 日  
 履修願者 氏 名  
 保護者 氏 名  
 鳥取県立 高等学校長 様

備考 履修願者が未成年者である場合には、保護者と連名とすること。

様式第13号（第27条関係）

定時制課程一部科目履修願

略

履修希望の各教科に属する科目	教科	科目
	略	

略

私は、貴校の定時制の課程で上記各教科に属する科目を履修したいので、許可して下さるようお願いします。  
 年 月 日  
 履修願者 氏 名 印  
 保護者 氏 名 印  
 鳥取県立 高等学校長 様

備考 1 履修願者が未成年者である場合には、保護者が連署すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月25日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

**鳥取県教育委員会規則第4号**

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(単位の修得の認定)</p> <p>第8条 教科科目又は総合的な探究の時間の単位（以下「単位」という。）の修得の認定は、生徒の添削指導、面接指導及び試験による学習の評価に基づいて、校長が行う。</p> <p>2 略</p> <p>(通信制の課程と定時制課程等との併修)</p> <p>第24条 生徒は、定時制課程等において教科科目の一部の科目又は総合的な探究の時間について履修しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第25条 校長は、定時制課程等の生徒で通信制の課程の教科科目の一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めるときは、当該科目の履修を許可することができる。</p> <p>2 前項の規定による一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を希望する者は、<u>通信制課程一部科目等履修願</u>（様式第13号）に当該定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の校長の通信教育受講許可書又は定時制（他の通信制）課程履修許可書を添えて、実施校の校長に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第10条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">単位修得認定証書</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年月日生</p> <p>本校通信教育により下記各教科に属する科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したことを認定します。</p> </div>	<p>(単位の修得の認定)</p> <p>第8条 教科科目の単位（以下「単位」という。）の修得の認定は、生徒の添削指導、面接指導及び試験による学習の評価に基づいて、校長が行う。</p> <p>2 略</p> <p>(通信制の課程と定時制課程等との併修)</p> <p>第24条 生徒は、定時制課程等において教科科目の一部の科目について履修しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第25条 校長は、定時制課程等の生徒で通信制の課程の教科科目の一部の科目の履修を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めるときは、当該科目の履修を許可することができる。</p> <p>2 前項の規定による一部の科目の履修を希望する者は、<u>通信制課程一部科目履修願</u>（様式第13号）に当該定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の校長の通信教育受講許可書又は定時制（他の通信制）課程履修許可書を添えて、実施校の校長に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第10条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">単位修得認定証書</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年月日生</p> <p>本校通信教育により下記各教科に属する科目の単位を修得したことを認定します。</p> </div>

年 月 日  
鳥取県立 高等学校長 氏 名 印

記

各教科・科目等		認定単位数
教 科	科 目	
略		

様式第12号（第24条関係）

定時制（他の通信制）課程履修許可書  
高等学校  
課程 学科 科  
氏 名  
年 月 日 生

定時制（他の通信制）の課程の下記各教科に属する科目又は総合的な探究の時間の履修を許可する。

年 月 日  
鳥取県立 高等学校長 氏 名 印

記

各教科・科目等	
教 科	科 目
略	

様式第13号（第25条関係）

通信制課程一部科目等履修願

略		
履修希望の各教科に属する科目	教科	科目
	略	
総合的な探究の時間（○で囲む。）		希望する・希望しない
略		

私は、貴校の通信制の課程で上記各教科に属する科目等を履修したいので、許可して下さるようお願いします。

年 月 日

履修願者 氏 名  
保護者 氏 名

鳥取県立 高等学校長 様

備考 履修願者が未成年者である場合には、保護者と連名とすること。

年 月 日  
鳥取県立 高等学校長 氏 名 印

記

教 科	科 目	認定単位数
略		

様式第12号（第24条関係）

定時制（他の通信制）課程履修許可書  
高等学校  
課程 学科 科  
氏 名  
年 月 日 生

定時制（他の通信制）の課程の下記各教科に属する科目の履修を許可する。

年 月 日  
鳥取県立 高等学校長 氏 名 印

記

教 科	科 目
略	

様式第13号（第25条関係）

通信制課程一部科目履修願

略		
履修希望の各教科に属する科目	教科	科目
	略	
略		

私は、貴校の通信制の課程で上記各教科に属する科目を履修したいので、許可して下さるようお願いします。

年 月 日

履修願者 氏 名 印  
保護者 氏 名 印

鳥取県立 高等学校長 様

備考 1 履修願者が未成年者である場合には、保護者が連署すること。  
2 氏名を自署する場合には、押印を省略す

ることができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。